

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう！

クーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内（例外もあります）に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

ハガキの書き方の例

通知書
次の契約を解除します。
契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社xxxx 口口営業所
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、
商品を引き取ってください。
令和〇〇年〇月〇日
群馬県〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など

詳しくは消費生活センターへ

※クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。販売員などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに利用できます。

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘販売をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、消費者が勧誘を断った場合に、勧誘を続ける行為も禁止されています。

クーリング・オフ期間を過ぎても、専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。

あきらめないで、まずは相談を！

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

群馬県消費生活センター (日曜、祝日、年末年始は休み)

県庁昭和庁舎1階 ☎ 027-223-3001

○月～金曜：9時～16時30分(電話、来所) ○土曜：9時～12時／13時～16時30分(電話のみ)

- 前橋市消費生活センター ☎ 027-230-1755
- 高崎市消費生活センター ☎ 027-327-5155
- 桐生市消費生活センター ☎ 0277-40-1112
- 伊勢崎市消費生活センター ☎ 0270-20-7300
- 太田市消費生活センター ☎ 0276-30-2220
- 沼田市消費生活センター ☎ 0278-20-1500
- 館林市消費生活センター ☎ 0276-72-9002
- 渋川市消費生活センター ☎ 0279-22-2325
- 藤岡市消費生活センター ☎ 0274-20-1133
- 富岡市消費生活センター ☎ 0274-63-6066
- 安中市消費生活センター ☎ 027-382-2228
- みどり市消費生活センター ☎ 0277-76-0987
- 甘楽町消費生活センター ☎ 0274-74-3306
- 玉村町消費生活センター ☎ 0270-20-4020
- 板倉町消費生活センター ☎ 0276-82-7830
- 明和町消費生活センター ☎ 0276-84-3299
- 大泉町消費生活センター ☎ 0276-63-3511
- 邑楽町消費生活センター ☎ 0276-47-5047
- 吾妻郡消費生活センター ☎ 0279-75-1166

回観

関東甲信越ブロック
高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン

高齢者の悪質商法被害

気づいて「シグナル」 防ごうトラブル!!



高齢者が悪質商法被害にあう前には
いくつかの「シグナル」があります。
周囲の人々の見守りや高齢者本人がその「シグナル」に気づけば、
被害を事前に防ぐことができます。
「あれ?おかしいな?」と感じたら、まず身近な人に相談しましょう。

困ったときには、まず相談!
消費者ホットライン

局番なし ☎ 188

(お住まいの地域の相談窓口をご案内します)

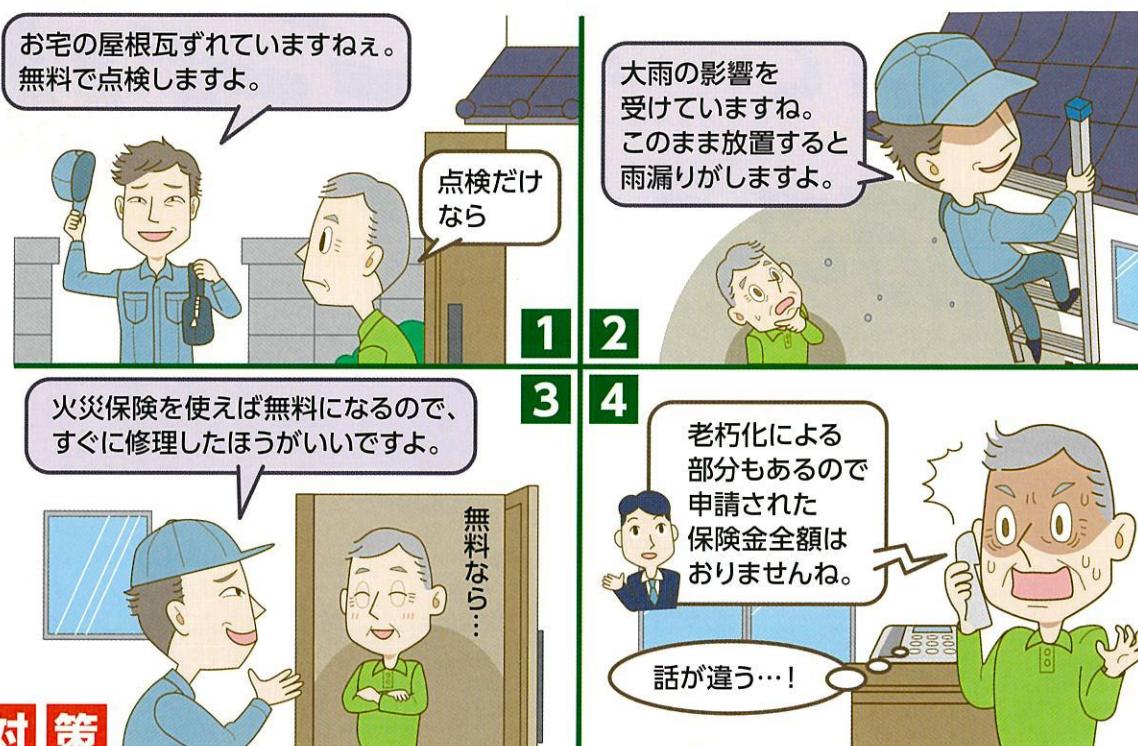
群馬県消費生活センター 検索 <https://www.pref.gunma.jp>



悪質商法の手口にシグナル点灯! 「あれっ? おかしいな?」と思ったら、すぐ相談!

点検商法

「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!



対策

- ◆その場で判断しない。
- ◆少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

気づきのシグナル

- 見慣れない工事業者がたびたび出入りしていないか気にかける。
「本当に必要な?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。



「身に覚えのない」請求がきた!

不當請求



対策

- ◆相手の電話番号が記載されていても、絶対に連絡しない。
- ◆連絡してしまい金銭を要求されても、絶対に支払わない。



SMS のほか、はがきや封書を送りつける手口もあります。

気づきのシグナル

- 困ったりおびえた様子がないか日頃から気にかけ、積極的に声をかける。

消費者ホットライン 局番なし ☎ 188 (いやや)

回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、前より高額になった!



対策

- ◆事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。
- ◆必要がなければきっぱり断る。

気づきのシグナル

- 見慣れない契約書や請求書がないか気にかける。
小さな変化を見逃さず、本人に「何か困っていますか?」と声をかける。
- ⚠️ 通信回線契約には、クーリング・オフ制度の適用がありません。電気通信事業法により「初期契約解除制度」などの類似した制度があります。



通販トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



対策

- ◆通信販売で商品を購入する際は、注文する前に購入・返品条件を確認する。

⚠️ 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

修理回り修理トラブル

「格安修理」のはずが、思わぬ高額請求に!



対策

- ◆あせって修理を依頼せず、複数の事業者から見積もりを取って検討する。